電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案に対する意見公募の結果及び意見に対する考え方

「航空機用気象レーダーに関する審査基準の改正」

（意見公募期間：令和８年２月18日（水）～同年３月19日（木））

No.	意見提出者	提出された意見	意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	Peach Aviation株式会社	既に型式検定を受けている無線設備でも4/1以降に製造するものは新要件に合致しなければならないように読み取れることから、文面通り当該日以降に製造されたものは全て適用になるのか、それとも当該日以降に型式検定されたもの等に限定されるのかについて本案件のご担当部署への質問を行ったところ、「4/1以降に製造された気象レーダであって新基準に合致しないものがある場合は当該製品が準拠している基準に照らして審査を行う」とのご回答を得た。しかし、改正案では2026/3/31以前に製造された製品についてはただし書きで示されているが同年4/1以降に製造された製品については記載がなく、ご回答の主旨を読み取ることができない。新基準に適合しない製品は航空機への搭載ができないと事業者が誤った理解をするのを避けるため、ご回答いただいた主旨が明確に読み取れるように反映いただきたい。	電波法関係審査基準は無線局許認可等に係る審査基準であり、無線機器の性能について総務大臣が判定する型式検定に係る基準ではありません。 本件は、航空機用気象レーダーに関する審査基準を米国航空無線技術委員会(RTCA)が策定した最新の技術基準に準拠する形で改正するものです。一般に流通する航空機用気象レーダーはRTCAの技術基準に適合するように設計されており、令和８年４月１日以降に製造された航空機用気象レーダーは本改正案の基準に合致すると考えております。	無